

日司連常発第 160 号
令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
常務理事 猿 田 史 典

ローマ字氏名・旧氏併記に関する質疑事項集（第二版）について（お知らせとお願い）

令和 6 年 4 月 9 日付日司連常発第 12 号でお送りいたしました標記事項集の第二版（令和 6 年 12 月 19 日現在）について、法務省民事局民事第二課から提供を受けましたので、別添のとおりお知らせいたします。変更箇所は、下記のとおり問 1-11 の回答部分です。

本件の趣旨は、「司法書士が代理人として申請を行うときは引き続き、ローマ字氏名併記の申出の対応を行う」という内容ですので、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

記

問 1-11 外国人が所有権の登記名義人となる登記申請がされたが、その申請情報において氏名にローマ字氏名が併記されていない場合はどうすればよいか。（ローマ字通達第 2 部第 2 の 1 関係）

第一版（令和 6 年 3 月 28 日現在）回答

ローマ字氏名は、外国人の氏名を補足する事項のため、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下することはできない。

もっとも、ローマ字氏名は所有権の登記名義人の識別性を向上させる事項であり、規則第 158 条の 31 第 1 項においても「申し出るものとする。」と規定されていることを踏まえ、次のような取扱いをすることが相当と考えられる。

① 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされていない場合には、登記官は、登記申請人に対して申出をするよう促す（所有権の登記名義人となる者等以外の者が登記申請人となる場合であって、当該所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されていない外国人である場合を除く。）。

② ①の促しに応じない場合には、申請書の余白にその旨を記載した上で、登記を実行するものとする。

第二版（令和 6 年 12 月 19 日現在）回答

ローマ字氏名は、外国人の氏名を補足する事項のため、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下することはできない。

もつとも、ローマ字氏名は所有権の登記名義人の識別性を向上させる事項であり、規則第 158 条の 31 第 1 項においても「申し出るものとする。」と規定されていることを踏まえ、次のような取扱いをすることが相当と考えられる。

① 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされていない場合には、登記官は、登記申請人に対して申出をするよう促す（㉞所有権の登記名義人となる者等が通称名を氏名として登記申請をしている場合、㉟所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されているが外国人住民票にローマ字氏名の記載がない者である場合及び㊱所有権の登記名義人となる者等以外の者が登記申請人となる場合であって、当該所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されていない外国人である場合を除く。）。

② ①㉟の場合、登記官は、登記申請人に対して申出をするかどうかを確認する。

③ ①の促しに応じない場合又は②により申出をしないことが確認された場合には、申請書の余白にその旨を記載した上で、登記を実行するものとする。

〔本件文書担当部署〕

日本司法書士会連合会 事務局事業部企画第一課

令和6年12月19日現在

ローマ字氏名・旧氏併記 に関する質疑事項集

(凡例)

法 : 不動産登記法 (平成16年法律第123号)

令 : 不動産登記令 (平成16年政令第379号)

規則 : 不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号)

準則 : 不動産登記事務取扱手続準則 (平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長通達)

ローマ字通達 : 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (ローマ字氏名併記関係) (令和6年3月22日付け法務省民二第552号民事局長通達)

旧氏通達 : 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (旧氏併記関係) (令和6年3月27日付け法務省民二第553号民事局長通達)

※いずれも令和6年4月1日時点

第 1	ローマ字氏名併記関係	P 1
1	通則		
2	登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出		
3	登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出		
4	相続人申告登記への準用		
5	その他		
第 2	旧氏併記関係	P 14
1	通則		
2	登記申請に伴う旧氏併記の申出		
3	登記申請を伴わない旧氏併記の申出		
4	旧氏併記の終了申出関係		
5	相続人申告登記への準用		
6	その他		

質 疑

回 答

第 1 ローマ字氏名併記関係

1 通則

- 問1-1 ローマ字氏名の併記が認められるのは、現在の所有権の登記名義人の氏名のみであり、表題部所有者、仮登記の登記名義人、抵当権の登記の債務者や所有権の登記名義人であった者は対象とはならないということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)
- 御理解のとおり。
- 問1-2 外国法人については、その名称をローマ字で表記したものを併記することはできないということによいか。また、今後、対応する予定はあるのか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)
- 御理解のとおり、外国法人の名称をローマ字で表記したものを併記することはできない。
なお、外国法人の取扱いについては、今後の検討課題とする予定である。
- 問1-3 漢字圏の外国人が所有権の登記名義人である場合の登記記録上の氏名については、従前の取扱いと同様、日本語の漢字表記により表示できる氏名とし、これにローマ字氏名を併記することになるということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)
- 御理解のとおり。
- 問1-4 漢字圏以外の外国人(漢字圏の外国人であって日本語の漢字表記により表示できない者を含む。)が所有権の登記名義人となる場合の登記記録上の氏名については、従前の取扱いと同様、母国語による氏名の表音を片仮名で表記したものを氏名とし、これにローマ字氏名を併記することになるということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)
- 御理解のとおり。
- 問1-5 通称名を氏名として記録する場合や既に通称名を氏名として記録されている場合には、ローマ字氏名の併記をすることができないということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)
- 御理解のとおり。
- 問1-6 ローマ字氏名は、氏名の表音をローマ字で表示したものをいうこととされていることから、アルファベット以外の文字や記号を使用した表示は認められないということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)
- 御理解のとおり。

<p>問1-7 ローマ字氏名は、原則として全て大文字で表記するとされているが、ローマ字氏名を証する情報においてローマ字氏名の全部又は一部が小文字で表記されている場合はどうすべきか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)</p>	<p>ローマ字氏名を証する情報においてローマ字氏名の全部又は一部が小文字で表記されている場合であっても、登記記録に記録するローマ字氏名は、全部を大文字で表記したものとする。</p> <p>このため、申出があったローマ字氏名の全部又は一部が小文字で表記されている場合であっても、補正を求めることなく、適宜、大文字に引き直して登記記録に記録することとなる。</p> <p>なお、典型的なローマ字氏名を証する情報である住民票の写しや旅券においては、ローマ字氏名は基本的に大文字で表記されていると考えられる。</p>
<p>問1-8 登記記録に記録されていないミドルネームは、ローマ字氏名として併記することはできないということによいか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)</p>	<p>御理解のとおり、登記記録に記録されていないミドルネームをローマ字氏名として併記することはできない。</p>
<p>問1-9 本国名にローマ数字が含まれる場合には、ローマ数字をローマ字の組合せで表記すればよいか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)</p>	<p>御理解のとおり、登記記録にローマ数字を日本語で表記したものが記録されている場合には、当該ローマ数字をローマ字の組合せで表記したものを併記して差し支えない。</p>
<p>2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出 (1) 申出をすべき場合</p>	
<p>問1-10 氏名が新たに記録されない所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記に際して登記申請に伴うローマ字併記の申出をすることはできず、別途ローマ字併記の申出をする必要があるということによいか。(ローマ字通達第2部第2の1関係)</p>	<p>御理解のとおり。</p>
<p>問1-11 外国人が所有権の登記名義人となる登記申請がされたが、その申請情報において氏名にローマ字氏名が併記されていない場合はどうすればよいか。(ローマ字通達第2部</p>	<p>ローマ字氏名は、外国人の氏名を補足する事項のため、登記申請に伴うローマ字氏名</p>

第2の1関係)

併記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下することはできない。

もともと、ローマ字氏名は所有権の登記名義人の識別性を向上させる事項であり、規則第158条の31第1項においても「申し出るものとする。」と規定されていることを踏まえ、次のような取扱いをすることが相当と考えられる。

① 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされていない場合には、登記官は、登記申請人に対して申出をするよう促す（㊦所有権の登記名義人となる者等が通称名を氏名として登記申請をしている場合、㊧所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されているが外国人住民票にローマ字氏名の記載がない者である場合及び㊨所有権の登記名義人となる者等以外の者が登記申請人となる場合であって、当該所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されていない外国人である場合を除く。）。

② ①㊧の場合、登記官は、登記申請人に対して申出をするかどうかを確認する。

③ ①の促しに応じない場合又は②により申出をしないことが確認された場合には、申請書の余白にその旨を記載した上で、登記を実行するものとする。

問1-12 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出については、登記申請と独立して申出書が提出されるものではないため、申出に係る特別の受付は行わないということによいか。(ロ

御理解のとおり。

一マ字通達第2部第2の2関係)

問1-13 委任による代理人によって登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出をする場合の当該代理人の権限を証する情報については、委任状において登記申請に係る委任がされていれば足り、申出に係る独立した委任がされている必要はないという認識でよいか。(ローマ字通達第2部第2の2関係)

御理解のとおり。

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(2) ローマ字氏名を証する情報

問1-14 住民基本台帳に記録されている外国人について、住所を証する情報の提供に代えて住民票コードが提供された場合(規則第36条第4項)、ローマ字氏名を証する情報としても住民票の写しを提供する必要はないという理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

ローマ字氏名を確認することができる場合には、御理解のとおり。

問1-15 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出におけるローマ字氏名を証する情報について、外国居住者の住所証明情報と兼ねるケースが多いと考えられるところ、当該住所証明情報においては、公証人の認証書面と一体となった旅券の写しについては「原本と相違がない旨の記載」及び署名又は記名押印が不要とされている(令和5年12月15日付け法務省民二第1596号局長通達第1の(2)ア(ウ))が、本情報についても同様に取り扱って差し支えないか。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

同様に取り扱って差し支えない。

問1-16 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出におけるローマ字氏名を証する情報の考え方について教えてほしい。また、外国居住の外国人の住所を証する書面の見直しとの関係について教えてほしい。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

1 ローマ字氏名を証する情報について

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出におけるローマ字氏名を証する情報については、住民基本台帳に記録されている外国人が所有権の登記名義人となる場合等には、外国人住民票の写しにおいて当該外国人のローマ字氏名が記載されているため、当該写しをもってローマ字氏名を証する書面とするのが相当である。

これに対し、住民基本台帳に記録されていない外国人については、当該外国人が旅券

登記申請に伴うローマ字併記申出における
ローマ字氏名を証する情報整理メモ

区分	添付情報
住民基本台帳に登録がある場合	外国人住民票の写し
住民基本台帳に登録がない場合	<p>ローマ字氏名が表記されたページが含まれている旅券の写しであって、次の①から③までを満たすもの。</p> <p>① 登記申請の受付の日において有効な旅券の写し</p> <p>② ローマ字氏名並びに有効期間の記載及び写真の表示のあるページの写し</p> <p>③ 当該旅券の写しに原本と相違がない旨の記載及び署名又は記名押印</p>
	<p>ローマ字氏名、当該ローマ字氏名が当該外国人のものであることに相違ない旨及び旅券を所持していない</p>

を所持している場合には、これに記載されたローマ字氏名が正確性の高いものと考えられることから、当該旅券の写しを添付させることとしている。

もつとも、その真正性を確保するため、次の(ア)から(ウ)までを満たすものに限定することとしている。

(ア) 登記申請の受付の日において有効な旅券の写しであること

(イ) 当該外国人のローマ字氏名並びに有効期間の記載及び写真の表示のあるページの写しが含まれていること。

(ウ) 当該旅券の写しに原本と相違がない旨の記載及び当該外国人の署名又は記名押印がされていること。

また、住民基本台帳に登録されていない外国人が旅券を所持していないときは、当該外国人のローマ字氏名、当該ローマ字氏名が当該外国人のものであることに相違ない旨及び旅券を所持していない旨が記載された当該外国人の作成に係る上申書であって、当該外国人の署名又は記名押印がされているものを提出させることとしている。

なお、別途提供されている住所証明情報により所有権の登記名義人となる者等の実在性は確認されていることから、登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出とは異なり、その実在性を確認するための追加資料は求められていない。

※ローマ字氏名を証する情報

	<p>旨に記載された当該外国人の作成に係る上申書であって、当該外国人の署名又は記名押印がされているもの</p>
--	---

を整理したものは左表のとおり。

2 外国居住の外国人の住所を証する書面との関係

外国に住所を有する外国人については、その住所証明情報の見直しに伴い、①本国政府の作成した住所を証する書面又は②公証人の作成した書面に旅券の写し等を添付したものを提供することになる。この①又は②により前記ローマ字氏名を証する情報を兼ねることができる場合には、当該①又②の提供で足りるが、例えば、前記①の書面がアルファベット文字を使用しないものであるとき（例えば、韓国等の住民票）は、ローマ字氏名を確認することができないため、別途、ローマ字氏名を証する情報の提供が必要となる。

問1-17 旅券を所持していない場合のローマ字氏名を証する上申書については、以下のような内容があれば足りると考えるが、よいか。

御理解のとおり。

○ローマ字氏名（アルファベット表記）に関する上申書の例

「私、洪吉童の氏名の表音をローマ字表記した氏名はHONG KILDONGに相違ない。」

※作成者の署名又は記名押印を要する。

※外国語により作成されている場合には、訳文の添付を要する。（ローマ字通達第2部第2の3関係）

問1-18 いわゆる特例方式を用いて添付情報を提供する場合において、オンライン申請の受付の日から二日を経過しても登記申請に係る添付情報とローマ字氏名を証する情報を記載した書面の双方が提出されない場合の取扱いはどうすべきか。（ローマ字通達第2部第2の3(2)関係）

登記申請の例（「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」（平成20年1月11日付け法務省民二第57号民事局長通達）第1の3(4)の例）による取扱いをすることとなる。もつとも、登記申請に係る

添付情報のみが送付され、ローマ字氏名を証する情報は送付がない場合等には、送付に遺漏がないか申請人に確認することが望ましい。

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(3) 却下等

問1-19 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する登記官の応答（登記記録への記録又は申出の却下）に行政処分性はないという理解でよいか。（ローマ字通達第2部第2の4関係）

御理解のとおり。

なお、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する却下は、申出に対する登記官の応答の有無を明確化する趣旨のものにすぎず、当該却下に対して審査請求や取消訴訟の提起をすることはできないと考えられる。そのため、別記第1様式においては、準則別記第42号の3様式と同様に、不服申立てについての教示は要しないものとしている。

問1-20 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する却下決定は、書面申請又は電子申請の別にかかわらず、書面を送付する方法で行うとの理解でよいか。（ローマ字通達第2部第2の4関係）

御理解のとおり。

問1-21 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出のみに却下事由があり、登記申請に却下事由が存しないときは、ローマ字氏名を登記記録に記録することなく登記をすとの理解でよいか。（ローマ字通達第2部第2の4関係）

御理解のとおり。

問1-22 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に却下事由があるため申出人が申出の取下げ（申出の撤回）を希望する場合には、申請情報とされたローマ字氏名を削除する訂正を行えば足り、別途規則第39条第1項に規定された方法に準じて申出の取下げをすることまでは要しないと考えるが、よいか。（ローマ字通達第2部第2の4関係）

御理解のとおり。

問1-23 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出のみに却下事由があるため、申出人が当該申出のみを取り下げた場合には、取下のみに関する添付情報（登記申請における添付情報として援用されていないものに限る。）を還付するという理

いずれも御理解のとおり。

解でよいか。

ただし、偽造された書面その他の不正な申出のために用いられた疑いがある場合は除かれるとの理解でよいか。

(ローマ字通達第2部第2の4関係)

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(4) 登記記録への記録方法等

問1-24 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に基づき登記記録にローマ字氏名が記録されたことについて、個別の登記完了証の作成の必要はないとの認識でよいか。また、登記申請に係る登記完了証に修正等を行ってローマ字氏名併記が完了したことを補足することは要しないとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の4関係)

いずれも御理解のとおり。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(1) 申出ができる場合

問1-25 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出をすることができるのは、現在の所有権の登記名義人に限られるとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-26 既に記録されているローマ字氏名に誤りがある場合において、これを更正する趣旨で正しいローマ字氏名の併記を申し出るとは、規則第158条の3第1項ただし書には抵触しないことから、同項の規定に基づき許容されるとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-27 他人の依頼を受けて、業としてローマ字氏名併記申出の手続を代理することができる者は、弁護士又は司法書士に限られるという認識でよいか。(ローマ字通達第2部第3の2関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(2) ローマ字氏名併記申出情報

問1-28 ローマ字氏名併記の申出において、電子申出は電子署名及び電子証明書の提供が、書面申出は押印が不要とされているが、司法書士が代理人として申出をする場合には、司法書士法施行規則第28条第1項又は第2項に基づき、電子申出においては司法書士の電子署名及び電子証明書が、書面申出においては職印の押印が必要となるとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-29 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出ができない登記

御理解のとおり。

の申請と登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出とを1件の申出書（又は申請書）で行うことは認められず、それぞれ別の申請書と申出書の作成及び提出を要するとの理解でよいか。（ローマ字通達第2部第3の4関係）

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(3) ローマ字氏名併記申出添付情報

問1-30 委任による代理人によって登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出をする場合における委任状には、申出に係る具体的な委任がされている必要があり、単に登記申請に係る委任がされているだけでは足りないものとするが、その理解でよいか。（ローマ字通達第2部第3の5関係）

御理解のとおり。

問1-31 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報と登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報との違いはどのようなものか。（ローマ字通達第2部第3の5関係）

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出においては、登記申請の添付情報である登記原因証明情報及び住所証明情報により登記権利者の実在性及び同一性を確認することができるのに対し、登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出においては、これらの情報の提供は求められていないため、「所有権の登記名義人のローマ字氏名を証する…情報」に該当するためには、申出人と所有権の登記名義人の同一性を証する情報の提供も必要となる。

問1-32 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報とは、①登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報に該当するとされたものに加え、②申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報とするとされているが、②については、具体的にどのようなものが考えられるのか。（ローマ字通達第2部第3の5関係）

登記申請を伴わないローマ字氏名を証する情報のうち、②申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報については、例えば、登記記録上の住所及び氏名（①に記載された氏名と同一の氏名が記載されたもの）が記載された外国人住民票の写し又は本国等政府の作成に係る住所を証する公的書面（訳文付き）が想定される。また、所有権の登記をした際の登記済証などにより、登記記録に記

同一性を証する書面の整理メモ

既登記名義人の分類	想定される同一性を証する書面
住民基本台帳に登録がある場合	外国人住民票の写し ※ローマ字氏名が記載されている住

		民票のため、①と②を兼ねることとなる。
住民基本台帳に登録がない場合（旅券を保有）	英語圏	<p>(1) 本国等政府の作成に係る住所を証する公的書面（訳文付き）等</p> <p>(2) (1)がない場合には、登記名義人と同一であることを証する宣誓供述書（外国語で作成されている場合には、訳文付き。）等</p> <p>※(1)又は(2)の書面により所有権の登記名義人と申出人との同一性を確認する。</p> <p>※(1)又は(2)の書面には英語（ローマ字）で表記されている氏名が記載されていることが想定されるため、当該書面に記載されている氏名等と別途添付される旅券の写しの氏名等を対照することが想定される。</p>
住民基本台帳に登録がない場合（旅券を保有していない）	英語圏	<p>(1) 本国等政府の作成に係る住所を証する公的書面（訳文付き）等</p> <p>(2) (1)がない場合には、登記名義人と同一であることを証する宣誓供述書（外国語で作成されている場合には、訳文付き。）等</p> <p>※(1)又は(2)の書面により所有権の登記名義人と申出人との同一性を確認する。</p> <p>※(1)又は(2)の書面には英語（ローマ字）で表記されている氏名が記載されていることが想定されるため、当該書面に記載されている氏名等と別途添付されるローマ字氏名を証する上申書の氏名等を対照することが想定される。</p>
	英語以外	(1) 本国等政府の作成に係る住所を証する公的書面（訳文付き）等

録されている登記名義人の住所・氏名との同一性を確認できるものが想定される。

なお、登記記録上の住所及び氏名に変更があった場合には、申出人の住所及び氏名とのつながりを証する情報も必要となる。

この書面に記載されている住所・氏名（訳文による片仮名氏名を含む。）等から、別途添付されている①ローマ字氏名を証する情報が申出人に係るものであるかどうかとも併せて確認することとなる。

なお、整理したものは左表のとおり。

		<p>(2) (1)がない場合には、登記名義人と同一であることを証する宣誓供述書（外国語で作成されている場合には、訳文付き。）等</p> <p>※(1)又は(2)の書面により所有権の登記名義人と申出人との同一性を確認する。</p> <p>※(1)又は(2)いずれの書面にも英語（ローマ字）で表記されている氏名等が想定されないため、訳文の氏名等と別途添付されるローマ字氏名を証する上申書の訳文の氏名等を対照することが想定される。</p>
--	--	---

問1-33 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出における申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報として宣誓供述書を提出する場合には、以下の内容を含み、作成者の記名又は押印がされたものである必要があると考えるが、どうか。

御理解のとおり。

- 同一性を証する供述の例
- 「私は、〇〇市〇〇町〇番の土地の所有権の登記名義人である何市何町何番地ジョン・スミスに相違ない。」
- ※ 外国語により作成されている場合には、訳文の添付を要する。
- ※ 片仮名表記の氏名は、登記記録上の氏名と同一であることを確認できる場合に限る。
- (ローマ字通達第2部第3の5関係)

問1-34 ローマ字氏名を表記した上申書に代えて、本国で作成された出生証明書を使用しても差し支えないか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

必要事項の記載があれば、上申書に代わるものとして使用することができるものと考ええる。ただし、外国語により作成されている場合には、訳文の添付を要する。

問1-35 住民基本台帳に記録されている外国人について、住民票コードや出生の年月日等の提供によりローマ字氏名を証する情報に代えることは認められるか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

認められない。

問1-36 ローマ字氏名併記の電子申出において、いわゆる別送方

二日を経過した場合の取扱

式によりローマ字氏名併記申出添付書面を送付する場合において、ローマ字氏名併記の申出の受付の日から二日を経過しても当該書面が送付されない場合の取扱いはどうすべきか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

いは、登記申請の例（「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」（平成20年1月11日付け法務省民二第57号民事局長通達）第1の3(4)の例）による。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(4) ローマ字氏名併記申出書等の送付方法

問1-37 ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名申出添付書面が普通郵便で送付されたり、これらを入れた封筒の表面にローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名申出添付書面が在中する旨の明記がなかったとしても、登記の申請の場合と同様、そのことをもって却下したり補正を求めたりする必要はないとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の10関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(5) ローマ字氏名併記申出の取下げ

問1-38 ローマ字氏名併記の書面申出については、申請書への押印は不要とされているため、取下げに当たっては、運転免許証等の本人確認書面の提示を求めるなどして、取下書を提出した者が申出人本人であることを確認する必要があると考えるがどうか。また、取下書の提出は、郵送の方法によることもできるものとするが、この場合には本人確認書面の写しの添付を求めるのが相当と考えるがどうか。(ローマ字通達第2部第3の17関係)

いずれも御理解のとおり。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(6) ローマ字氏名併記申出の完了通知

問1-39 ローマ字氏名併記の書面申出に係る完了通知については、申出人の便宜のために通知するに過ぎないものであることから、書面申出における通知事項を記載した書面については地紋紙を用いず、登記官の押印を要しないものとするがどうか。

いずれも御理解のとおり。

なお、電子申出における通知事項については、システム上の処理を考慮し、電子署名を付すこととして差し支えないと考えるがどうか。

(ローマ字通達第2部第3の19関係)

4 相続人申告登記への準用

問1-40 住民基本台帳に記録されている外国人について、相続人申告登記の申出に併せてローマ字氏名併記の申出をする場合に、住所を証する情報に代えて出生の年月日等が提供されたとき（規則第158条の21）は、ローマ字氏名を証する情報を提供する必要はないという理解でよいか。（ローマ字通達第2部第2の3関係）

ローマ字氏名を確認できる場合には、御理解のとおり。

5 その他

問1-41 ローマ字併記の記載に誤りを発見した場合には、どのようにすべきか。（ローマ字通達第2部第7関係）

申出人の申出誤りの場合には、申出人から再度ローマ字併記の申出をして更正することとなる。（問1-26参照）

なお、過誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、登記事項に過誤があった場合（不登法第67条）に準じた取扱いをするものとするのが相当である。

問1-42 ローマ字併記に係る申出は、登録免許税は要しないということによいか。

御理解のとおり。

第2 旧氏併記関係**1 通則**

問2-1 併記できるのは一の旧氏に限られ、複数の旧氏を併記することはできないということによいか。(旧氏通達第2部第1の1関係)

御理解のとおり。

問2-2 旧氏の併記が認められるのは、現在の所有権の登記名義人の氏名のみであり、表題部所有者、仮登記の登記名義人、抵当権の登記の債務者や所有権の登記名義人であった者は対象とはならないということによいか。(旧氏通達第2部第1の2関係)

御理解のとおり。

問2-3 日本国籍を有しない者は、戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされないため、旧氏併記の対象とはならないということによいか。(旧氏通達第2部第1の2関係)

御理解のとおり。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出**(1) 申出することができる場合等**

問2-4 登記名義人の氏の変更の登記申請において、その申請情報とされた氏名に旧氏が併記されていない場合であっても、特段の対応は要しないということによいか。(旧氏通達第2部第2の1関係)

御理解のとおり、旧氏併記は本人の任意の申出に基づくものであり、特段の対応は要しない。

問2-5 登記申請に伴う旧氏併記の申出については、登記申請と独立して申出書が提出されるものではないため、申出に係る特別の受付は行わないということによいか。(旧氏通達第2部第2の2関係)

御理解のとおり。

問2-6 委任による代理人によって登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合の当該代理人の権限を証する情報については、委任状において登記申請に係る委任がされていれば足り、申出に係る独立した委任がされている必要はないという認識によいか。(旧氏通達第2部第2の2関係)

御理解のとおり。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出**(2) 併記を申し出ることのできる旧氏**

問2-7 登記申請に伴う旧氏併記が認められる氏の範囲について教えてほしい。(旧氏通達第2部第2の3関係)

登記申請に伴う旧氏併記が認められる氏の範囲は次のと

- 1 初めて旧氏の併記をする場合（規則第158条の34第1項）の例
- 氏名の経緯：①「民事 太郎」→②「登記 太郎」→③（現在）「法務 太郎」の場合
 - (1) 登記記録に新たに記録する氏名が③「法務 太郎」である場合には、併記する旧氏は①②いずれでも良い「法務 太郎（民事 太郎）」「法務 太郎（登記 太郎）」。
 - (2) 「法務」が旧氏であったとしても、「法務 太郎（法務 太郎）」のように登記記録上の氏と同一の旧氏を併記する申出は認められない。
- 2 旧氏が併記されている所有権の登記名義人の氏の変更の登記又は更正の登記と併せて旧氏の併記をする場合（規則第158条の34第2項）
- 氏名の経緯：①「司法 太郎」→②「民事 太郎」→③「登記 太郎」→④（現在）「法務 太郎」の場合
 - (1) 変更前の登記記録上の氏名の表示が「登記 太郎（民事 太郎）」である場合には、③「登記 太郎」を④「法務 太郎」に氏を変更する登記と併せて、「法務 太郎（民事 太郎）」又は「法務 太郎（登記 太郎）」とする併記の申出をすることができる。
 - (2) 既に併記されている旧氏「民事」よりも前の旧氏を併記する「法務 太郎（司法 太郎）」とする申出や、登記記録上の氏名と同一の旧氏を併記する「法務 太郎（法務 太郎）」とする申出は認められない。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

(3) 旧氏を証する情報

問2-8 所有権の移転の登記その他の新たに所有権の登記名義人となる者がある登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合における所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報とはどのようなものが想定されているのか。（旧氏通達第2部第2の4(1)ア関係）

所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報の範囲の例

- 氏名の経緯：①「民事 太郎」→②「登記 太郎」→③（現在）「法務 太郎」の場合
- 登記記録に新たに記録する氏名が③「法務 太郎」であり、併記する旧氏が①「民事 太郎」の場合には、「法務 太郎」が記載された戸籍謄本等であって、登記申請の添付情報である住所を証する情報（住民票の写し等）に記載された申出人の名及び生年月日

おりである（事例は左表のとおり）。

- 1 初めて旧氏の併記をする場合（規則第158条の34第1項）
- 旧氏が登記すべき氏と同一でなければ、直近の旧氏であるかどうかを問わない。
- 2 旧氏が併記されている所有権の登記名義人の氏の変更の登記又は更正の登記と併せて旧氏の併記をする場合（規則第158条の34第2項）
- 既に併記されている旧氏と同一の旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

旧氏を証する情報となる戸籍謄本等は、当該戸籍謄本等に記載された者と申出人との同一性が確認できるものである必要がある。

具体的には、住所証明情報に記載された申出人の情報（名、生年月日等）と戸籍謄本等に記載された情報（名、生年月日等）とを対照して両者の同一性が確認できるものである必要がある。

この同一性が確認できる

等と「民事 太郎」の戸籍謄本等に記載された名及び生年月日等を対照して申出人に係るものであることが確認できるものが旧氏を証する情報に該当する。

この場合には、③「法務 太郎」が記載された戸籍謄本等から①「民事 太郎」が記載された戸籍謄本等までの全ての戸籍謄本等を提出する必要はない。

なお、住所を証する情報に申出に係る旧氏が併記されているとき（①「民事 太郎」）は、これをもって旧氏を証する情報を兼ねることができるため、別途の戸籍謄本等の添付は不要である。

このことは、申出に係る旧氏が②「登記 太郎」である場合も同様である。

問2-9 所有権の登記名義人の氏についての変更登記に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合における所有権の登記名義人の旧氏を証する情報とはどのようなものが想定されているのか。（旧氏通達第2部第2の4(1)イ関係）

所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報の範囲の例

●氏名の経緯：①「民事 太郎」→②「登記 太郎」→③（現在）「法務 太郎」の場合

(1) 現在の登記記録上の氏名が②「登記 太郎」であり、これを③「法務 太郎」に変更する氏の変更の登記の申請に伴い従前の②「登記 太郎」を併記することを求める旧氏併記の申出については、②「登記 太郎」が申出人の過去の氏名であることが不動産の登記記録上から明らかであることから、旧氏を証する情報の添付を省略することができる。

(2) 現在の登記記録上の氏名が②「登記 太郎」であり、これを③「法務 太郎」に変更する氏の変更の登記の申請に伴い①「民事 太郎」を併記することを求める旧氏併記の申出については、まず、①「民事 太郎」が所有権の登記名義人の過去の氏名として登記記録に記録されていた場合には、旧氏を証する情報の添付を省略することができる。

なお、①「民事 太郎」が所有権の登記名義人の過去の氏名として登記記録に記録されていない場合には、「民事 太郎」が記載された戸籍謄本等であって、登記名義人の氏名変更の登記申請の登記原因証明情報である戸籍謄本等（登記太郎から法務太郎への氏変更に係るもの）に記載された申出人の名及び生年月日等と「民事 太郎」の戸籍謄本等に記載された名及び生年月日等を対照して申出人に係るものであることが確認できるものが旧氏を証する情報に該当する。

問2-10 所有権の登記名義人の氏についての変更登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、旧氏を証する情報の添付を省略できる場合として定

限り、当該戸籍謄本等の他に、現在の氏の記載又は記録がされた戸籍又は除かれた戸籍に至る全ての戸籍謄本等を提出する必要はない。

なお、具体例は左記のとおり。

旧氏を証する情報となる戸籍謄本等は、当該戸籍謄本等に記載された者と申出人との同一性が確認できるものである必要がある。

具体的には、登記原因証明情報に記載された申出人の情報（名、生年月日等）と旧氏を証する情報として提供された戸籍謄本等に記載された情報（名、生年月日等）とを対照して両者の同一性が確認できるものである必要がある。

この同一性が確認できる限り、当該戸籍謄本等の他に、現在の氏の記載又は記録がされた戸籍又は除かれた戸籍に至る全ての戸籍謄本等を提出する必要はない。

ただし、申出人の旧氏であることが登記記録上から明らかである場合には、氏を証する情報の添付を省略することができる。

なお、具体例は左記のとおり。

具体的には、次の事案を想定している

●登記記録に記載されてい

められている「(ア)申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録され、又は記録されていた旧氏と同一である場合」とは、具体的にどのような場合が想定されているのか。(旧氏通達第2部第2の4(1)イただし書き(ア)関係)

- る旧氏を併記する場合の例
- ① 所有権の移転の登記により登記名義人の氏名が「登記 太郎」と記録されている不動産について、「法務 太郎」とする登記名義人の氏の変更の登記と併せて、登記記録に記録されている旧氏となる「登記」を併記し、「法務 太郎(登記 太郎)」とする場合
 - ② 所有権の移転の登記により登記名義人の氏名が「登記 太郎(民事 太郎)」と記録されている不動産について、所有者の氏名を「法務 太郎」とする登記名義人の氏の変更の登記と併せて、登記記録に記録されている旧氏となる「民事」を併記し、「法務 太郎(民事 太郎)」とする場合
- 登記記録に記録されていた旧氏を併記する場合の例
- 所有権の移転の登記により登記名義人の氏名が「民事 太郎」と記録されており、その後、「登記 太郎」に氏の変更の登記がされている不動産について、「法務 太郎」とする登記名義人の氏の変更の登記と併せて、登記記録に記録されていた旧氏である「民事」を併記し、「法務 太郎(民事 太郎)」とする場合

問2-11 所有権の登記名義人の氏についての変更登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、旧氏を証する情報の添付を省略できる場合として定められている「申出に係る旧氏に変更後の氏を証する登記原因証明情報(市区町村長が作成したものに限る。)に記録されている旧氏と同一である場合」とは、

所有権の移転の登記により登記名義人の氏名が「民事 太郎」と記録されており、その後、「法務 太郎」とする登記名義人の氏名変更の登記に伴い「法務 太

具体的にどのような場合が想定されているのか。(旧氏通達第2部第2の4(1)イただし書き(イ)関係)

郎(登記太郎)」とする旧氏併記を申し出る場合において、当該登記名義人氏名変更登記に係る登記原因証明情報(市区町村長が作成したもの)に登記名義人の旧氏が「登記」であることが記録されている場合を想定している。

問2-12 いわゆる特例方式を用いて添付情報を記載した書面を提出する場合において、オンライン申請の受付の日から二日を経過しても登記申請に係る添付情報を記載した書面と旧氏を証する情報を記載した書面の双方が提出されない場合の取扱いはどうすべきか。(旧氏通達第2部第2の4(2)関係)

登記申請の例(「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」(平成20年1月11日付け法務省民二第57号民事局長通達)第1の3(4)の例)による取扱いをすることとなる。

もともと、登記申請の添付情報を記載した書面のみが提出され、旧氏を証する情報を記載した書面が提出されていない場合には、送付に遺漏がないか申請人に確認することが望ましい。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出 (4) 却下等

問2-13 登記申請に伴う旧氏併記の申出に対する登記官の応答(登記記録への記録又は申出の却下)に行政処分性はないという理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

御理解のとおり。
なお、登記申請に伴う旧氏併記の申出に対する却下は、申出に対する登記官の応答の有無を明確化する趣旨のものにすぎず、当該却下に対して審査請求や取消訴訟の提起をすることはできないものと考えられる。そのため、別記第1様式においては、準則別記第42号の3様式と同様に、不服申立てについての教示は要しないものとしている。

問2-14 登記申請に伴う旧氏併記の申出に対する却下決定は、書面申請又は電子申請の別にかかわらず、書面を送付する方

御理解のとおり。

法で行うとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

問2-15 登記申請に伴う旧氏併記の申出のみ却下事由があり、登記申請に却下事由が存しないときは、旧氏を登記記録に記録することなく登記をするとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

御理解のとおり。

問2-16 登記申請に伴う旧氏併記の申出に却下事由があるため申出人が申出の取下げを希望する場合には、申請情報とされた旧氏を削除する訂正を行えば足り、別途規則第39条第1項に規定された方法に準じて申出の取下げをすることまでは要しないと考えるが、よいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

御理解のとおり。

問2-17 登記申請に伴う旧氏併記の申出のみに却下事由があるため申出人が申出を当該申出を取り下げた場合には、取下げのみに関する添付情報(登記申請における添付情報として採用されていないものに限る。)を還付するという理解でよいか。

いずれも御理解のとおり。

ただし、偽造された書面その他の不正な申出のために用いられた疑いがある場合は除かれるとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

問2-18 所有権の移転の登記と併せて旧氏併記の申出があった場合に、旧氏併記の申出に係る却下の決定書の名宛人は誰とすべきか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

却下の決定書の名宛人は旧氏併記を申し出た登記権利者であり、登記義務者を名宛人とする却下の決定書を作成する必要はない。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

(5) 登記記録への記録方法等

問2-19 登記申請に伴う旧氏併記の申出に基づき登記記録に旧氏が記録されたことについて、個別の登記完了証を作成する必要はないとの認識でよいか。また、登記申請に係る登記完了証に修正等を行って旧氏併記が完了したことを補足することは要しないとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の6関係)

いずれも御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(1) 申出ができる場合等

問2-20 登記申請を伴わない旧氏併記の申出をすることができるのは、現在の所有権の登記名義人に限られるとの理解で良

御理解のとおり。

いか。(旧氏通達第2部第3の1関係)

問2-21 既に記録されている旧氏に誤りがある場合において、これを更正する趣旨で正しい旧氏の併記を申し出ること、規則第158条の35第1項ただし書には抵触しないことから、同項の規定に基づき許容されとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問2-22 他人の依頼を受けて、業として旧氏併記申出の手続を代理することができる者は、弁護士又は司法書士に限られるという認識でよいか。(旧氏通達第2部第2の3関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(2) 旧氏併記申出方法等

問2-23 旧氏併記の申出において、電子申出には電子署名及び電子証明書が、書面申出には押印が不要とされているが、司法書士が代理人として申出をする場合には、司法書士法施行規則第28条第1項又は第2項に基づき、電子申出においては司法書士の電子署名及び電子証明書が、書面申出においては職印の押印が必要となるとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の4関係)

御理解のとおり。

問2-24 登記申請に伴う旧氏併記の申出ができない登記の申請と登記申請を伴わない旧氏併記の申出とを1件の申出書(又は申請書)で行うことは認められず、それぞれ別の申請書と申出書の作成及び提供を要するとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の54関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(3) 旧氏併記申出添付情報

問2-25 委任による代理人によって登記申請を伴わない旧氏併記の申出をする場合における委任状には、申出に係る具体的な委任がされている必要があり、単に登記申請に係る委任がされているだけでは足りないものとするが、その理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の6関係)

御理解のとおり。

問2-26 登記申請を伴わない旧氏併記の申出に係る旧氏を証する情報のうち「② 前記①の戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報」については、具体的にどのようなものを想定しているのか。(旧氏通達第2部第3の7関係(1))

当該書面は、戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであるかを確認するためのつながり証明等を求めるものである。

具体的には、「申出に係る旧氏が記載された戸籍謄

本等」に記載されている名及び生年月日等と同一の名及び生年月日等が記載された申出人に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等を想定している。

問2-27 登記申請を伴わない旧氏併記の申出に係る旧氏を証する情報のうち「③ 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあっては、申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報」については、具体的にどのようなものを想定しているのか。(旧氏通達第2部第3の7関係(1))

当該書面は、登記記録に記録されている住所と申出人の住所が相違している場合に、そのつながりを証する情報を求めるものである。

具体的には、同一人であることをつなかりを証する住民票の写し、戸籍の附票の写し等を想定している。

問2-28 登記申請を伴わない旧氏併記の申出において、「申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録されていた旧氏と同一である場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができる。」とされているが、これは、所有権の登記名義人の登記記録上の過去の氏名が「登記 太郎」であり、登記名義人の氏名変更の登記により現在の登記記録上の氏名が「法務 太郎」である場合に、「法務 太郎(登記 太郎)」とする旧氏併記の申出をする場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができるとの認識でよいか。(旧氏通達第2部第3の7関係(2))

御理解のとおり。

問2-29 登記申請を伴わない旧氏併記の申出において、申出人の氏名と所有権の登記名義人の氏名が異なる場合には、旧氏併記の申出の前提として氏名変更の登記をしなければならぬとされているが、つながり証明書を添付することにより氏名変更の登記を省略することは認められないということによいか。(旧氏通達第2部第3の7関係(3))

御理解のとおり。

氏名変更の登記をすることなく旧氏併記をすることを認めると、最新の氏名でない情報に旧氏を併記することになり、所有者の識別性を向上させるという趣旨に反することになる。そのため、申出人の氏名と所有権の登記名義人の氏名が異なる場合には、前提登記として氏名変更の登記を申請しなければならず、氏名のつながりを証する情報の提供をもってこれを省略する

ことはできない。この場合において、氏名変更の登記が氏の変更を伴うときは、登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることで、旧氏を併記することができる。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(4) 旧氏併記申出書等の送付方法

問2-30 旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が普通郵便で送付されたり、これらを入れた封筒の表面に旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が在中する旨の明記がなかったりしたとしても、登記の申請の場合と同様、そのことをもって却下したり補正を求めたりする必要はないとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の12関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(5) 旧氏併記申出の取下

問2-31 旧氏併記の書面申出については、申出書への押印を要しないこととされているため、取下げに当たっては、運転免許証等の本人確認書面の提示を求めるなどして、取下書を提出した者が申出人本人であることを確認する必要があると考えるがどうか。また、取下書の提出は、郵送の方法によることもできるものとするが、この場合には本人確認書面の写しの添付を求めるのが相当と考えるがどうか。(旧氏通達第2部第3の19関係)

いずれも御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(6) 旧氏併記申出の完了通知

問2-32 旧氏併記の書面申出に係る完了通知については、申出人の便宜のために通知するに過ぎないものであることから、書面申出における通知事項を記載した書面については地紋紙を用ず、登記官の押印を要しないものとするがどうか。

いずれも御理解のとおり。

なお、電子申出における通知事項については、システム上の処理を考慮し、電子署名を付すこととして差し支えないと考えるがどうか。(旧氏通達第2部第3の21関係)

4 旧氏併記の終了申出関係

(1) 申出ができる場合等

問2-33 既に旧氏が併記されている所有権の登記名義人について氏の変更の登記をする場合に、当該登記の申請情

御理解のとおり。

報の内容となる変更後の氏名に旧氏を併記しなければ変更後の氏名に旧氏は併記されないため、登記申請に伴う旧氏併記の終了申出の手續は設けられていないとの認識でよいか。(旧氏通達第2部第4の1関係)

4 旧氏併記の終了申出関係

(2) 旧氏併記申出添付情報

問2-34 委任による代理人によって登記申請を伴わない旧氏併記の終了申出をする場合における委任状には、申出に係る具体的な委任がされている必要があり、単に登記申請に係る委任がされているだけでは足りないと考えがよいか。(旧氏通達第2部第4の3関係)

御理解のとおり。

問2-35 旧氏併記の終了申出をする場合に、申出人の住所と登記名義人の住所が異なるときは、申出人が所有権の登記名義人であることを証する情報(つながり情報)の提供があれば、その前提として住所変更登記をすることは要しないと考えがよいか。(旧氏通達第2部第4の3関係)

御理解のとおり。

5 相続人申告登記への準用

問2-36 相続人申告登記の申出に併せて旧氏併記の申出をする場合に、住所を証する情報に代えて出生の年月日等が提供されたとき(規則第158条の21)は、旧氏を証する情報を提供する必要はないという理解でよいか。(旧氏通達第2部第5関係)

併記したい旧氏を確認できる場合には、御理解のとおり。

6 その他

問2-37 併記された旧氏に誤りがある場合には、どのようにすべきか。(旧氏通達第2部第8関係)

申出人の申出誤りの場合には、申出人から再度旧氏併記の申出をして更正することとなる。(問2-21参照)

なお、過誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、登記事項に過誤があった場合(不登法第67条)に準じた取扱いをするものとすることが相当である。

問2-38 旧氏併記に係る申出は、登録免許税は要しないということによいか。

御理解のとおり。